

はじめに

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す営みである。また、教育には、近年顕著となってきた情報化やグローバル化の加速度的な進展など、変化の激しい社会において自らの可能性を最大限に発揮し、幸福な人生の創り手になるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。

このことから、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むことは極めて重要であり、新しい特別支援学校学習指導要領が実施される上で、この普遍的な理念を継承し、一層の推進を図ることが肝要である。本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人財」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱（平成27年12月策定）」、「埼玉県5か年計画（平成29年度から令和3年度まで）」、「第2期生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成26年度から平成30年度まで）」において、学校・家庭・地域・行政が一体となって教育を推進しているところであり、その成果と課題に基づいて第3期埼玉県教育振興基本計画（令和元年度から令和5年度）へ継承されるものである。また、「教育行政重点施策」のもとで教育行政を総合的に推進するとともに、各学校では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

変化の激しい社会を子供たちが主体的に生き抜いていくためには、一人一人が社会で自立できる自信と力を確実に身に付けることが重要である。そのため、子供たち一人一人のニーズに応じた教育を実施し、生きて働くための基礎的・基本的な知識・技能を着実に習得させるとともに、学んだ知識などを活用し問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成や、学びを人生や社会に生かそうとする人間性を育み、学びに向かう主体的な姿勢づくりに取り組まなければならない。

本県の特別支援教育については、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、これまで、障害のあるなしにかかわらず共に学ぶための全国に先駆けた仕組みである「支援籍学習」の取組を進めるとともに、発達障害を含め障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえ、全ての学校において適切な指導と必要な支援が図られるよう、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において連続性のある「多様な学びの場」を整備するなど、特別支援教育に係る教育環境の充実に向け取り組んできた。

一方、国においては、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告が出され、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築には特別支援教育を着実に進めていく必要があるとの方向性が示された。

また、平成28年5月には、教育再生実行会議の第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」があり、情報化時代においては、人間にとってコンピュータや機械で置き換えることのできない志、創造性、感性等が一層重要になるとし、子供たちの豊かな心の育成の必要性について指摘するとともに、子供たち一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供するという視点に立つことが重要であり、多様な個性が生かされる教育の実現の冒頭に発達障害など障害のある子供たちの教育の充実を挙げられた。

今後、特別支援教育については、インクルーシブ教育システム構築といった大きな方向性のもとでその推進が図られなくてはならない。その中心的な方向を示す「障害のある者となない者が共に学ぶことを追及する」ことについては、障害のない子供たちにとって、人を思いやる力や自信、やり抜く力、創造性などの非認知的な能力が確実に育成されると考えられ、本県においても支援籍学習での成果として現れている。

今般の学習指導要領の改訂は、特別支援教育を切り口として、教育の質を向上させる大きな転換期と捉え、そのためには、さらなる特別支援教育の推進が必要だとの認識のもと、特別支援教育の中核を担う特別支援学校における教育の一層の充実を目指し、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領を改訂するものである。